確 認 対 象 事 業 年 度				役職:
# 業 年 度	担	当	者	役職:

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的 として作成しております。 確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いします。

項目	No.		確	認	結果	留	意	事	項
共通事項	1 2	電子申告義務がある法人(当事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社)の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。 法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。 (1) 貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。) (2) 株主資本等変動計算書等(株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表) (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 会社事業概況書(完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。) (5) 組織再編成に係る契約書等の写し(組織再編成が行われた場合) (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書(組織再編成が行われた場合)		□否□□否	非該当	人は、法人税及びに添付すべきもの 提出しなければな きます。)。	地とら き算いの法れいと き事る適用がある とより のの書ががる とよ類がある とりのある きょうのある かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう いんしょう かんしょう かんしょう いんしょう いんしょう かんしょう いんしょう かんしょう きんしょう かんしょう かんしょう きんしょう かんしょう かんしょう きんしょう かんしょう いんしょう かんしょう いんしょう かんしょう いんしょう いんしょく いんしん いんしょく いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんし	の申告書並びで き書類の されて で申まれる 書に も でも も も も も も も も も も も も も も	を電子申告により (一定の場合を除 」は、例えば、貸 けしなければなら こ書類の添付があ
	3	われた場合) ⑦ 適用額明細書(法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合) (租特透明化法第3条) 当事業年度に適用される別表を使用していますか。							ない場合には、税
	4	各別表に記載している前事業年度からの繰越額(期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。)は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	適		□非該当	致していない場合 金額や税額の計算 なお、別表五(-	じるににつ年にると類のには、のには、のののとのでは、のののとののとのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのででである。	あります。 前事業年度の 事業額と基準を 上の 上の 上の を は を は と で の と で の と を を を り と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	申告書の金額と一 いて算出した所得 ります。 額や期首現在資本 致していない場合 減算漏れ、特定同
>+ 1半中エコレック	5	組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。	□適	口否	□非該当	損益等の申告調整	が必要となる	ることがあり、	
法人税額及び 地方法人税額 の計算 別表一・ 別表一次葉	7	別表一の15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。 地方法人税額の計算につき、別表一次葉の56欄~59欄により計算していますか。 また、別表一の40欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。	□適□□適		□非該当□非該当	に誤りが生じるこ	とがあります	す。 八担 <i>今に1</i> ナー	こは、税額の計算 地方法人税額の計
	8	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。また、適用除外事業者(当事業年度開始の目前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。	□適	□否	□非該当	しくは完全支配関部を保有されていまた、上記以外人の年800万円以下	係のある複数 る法人等の利 の普通法人	数の大法人に 税率は23.2% で適用除外事	となります。 業者に該当する法
同族会社等の 判定 別表二	9	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	□適	□否	□非該当	け			りがあった場合に ことがあります。
	10	17欄が50%超で、当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている場合等において、別表三(一)を作成していますか。	□適	口否	□非該当	税留保金額の計算	に誤りが生し	ごることがあ	
	11	貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	□適	口否	□非該当	課税留保金額が生	に誤りがあっ じることが a	った場合には、 あります。	特定同族会社の
特定同族会社 の留保金額に 対する税額の 計算 別表三(一)	13	10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。 11欄の金額は、当事業年度中に基準日があり、当事業年度 終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等 の額を記載していますか。	□適□□適		□非該当□非該当	税留保金額の計算 11欄の金額に、	に誤りが生し 株主資本等変	こることがあ 変動計算書に 金の配当」の	記載されている

1/9 04.02

項目	No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項	
所得金額の計 算	14	別表四の1③欄載の剰余金の配当			変動計算書等記。	□適	口否	□非該当	左記の金額が一税留保金額の計算	・致していない に誤りが生し	ハ場合には、 じることがあ	特定同族会社の記 ります。	課
別表四· 別表五(一)	15		i(一)の検算額 さすか。 + 別表五(-	は、別表五(- -)の31①欄	-)の31④欄の金 + 別表五(一)	□適		□非該当	甲間納付額の遠受けた資産等がある。	行金かめる場合、完全 る場合、完全 ある法人の材	易合、週俗合 全支配関係(朱式又は出資	併等により移転で連結完全支配関係 について寄附修〕	係
	16	ルフ会員権等の割 度に売却等の減算	呼価損又は減損 事由が生じた	損失の額につ ものを減算し	ていますか。	□適	口否	□非該当	る項目についても せて確認する必要	、その受入ダ があります。	処理が正しく		併
	17	資情対照表の付 は、別表五(一)の			(負債)等の金額	□適	□否	□非該当	左記の金額か一行われていない可誤りが生じること	能性があり、	その結果、	申告調整が正して所得金額の計算に	
	18	組織再編成が行 額の調整を行って	•	利益積立金額	及び資本金等の	□適	□否	□非該当		び資本金等の注 社の課税留保	の額の調整を 呆金額、寄附	行っていない場合 金の損金不算入る	
	19	1項第20号及び第 金等の額の計算に 整を行っています	521号に掲げる に関する明細書 つか。	金額を別表五 」において減	2算するなどの調	□適	□否	□非該当	左記の調整に誤 額等の計算に誤り			附金の損金不算 <i>)</i> 。	入
租税公課 別表五(二)	20	別表四の2欄、3	欄及び5欄で	加算していま	•	□適	□否	□非該当	調整が正しく行わ	れていないす	可能性があり		
	21	る、10及び150 又は還付所得税等 で、雑収入等に計 減算していますか	F(いずれも還 ト上しているも	付加算金を除		□適	□否	□非該当	金額の計算に誤り	が生しること	とかめりより	0	
	22	表四の13欄等で洞	は算しています。 関及び④欄でマ	か。 イナス表示し	業税等の額を別ている還付事業	□適	□否	□非該当					
	23		別欄に表示して 反払経理により	いる充当金の 納付した源泉	取崩し又は④欄:所得税又は外国	□適	□否	□非該当					
	24	41欄の金額は、	貸借対照表等	の記載額と一	·致しています	□適	口否	□非該当					
所得税額控除 別表六(一)	25	復興特別所得稅	質とみなされる		度の適用を受け -税額を所得税額	□適	□否	□非該当	復興特別所得税には、所得税の控			載していない場合 があります。	合
	26	について、公社債及 (例)・合質を (例)・合質を (例)・合質を (を)を (を)を (を)を (を)を (を)を (を)を (を)を (を	計算を行って なび預貯金の利 信託、公社債等 (特定公社債等) 分配 上債等運用投資 員的受益権に係	いませんか。 子 子 資信託 資 活 発 用 投 所 会 会 の 会 会 の を を の 会 会 の 会 の の 会 の の の の	を要しないもの 公社債等運用投 を除きます。) 及び特定目的信 当 、分割型分割	□適	□否	□非該当	あん分計算を要 場合には、所得税			ん分計算を行ったことがあります。	
	27	集団投資信託の された分配時調整 時調整外国税相当 合、別表六(五の	を外国税相当額 首額について税	を記載してい 額控除制度の	適用を受ける場	□適	□否	□非該当	全部 重が創設され	たことに伴い	八、分配時調		は
外国税額控除 別表六(二)等	28	額の計算において 泉所得とに区分し	、国外事業所 て計算してい 美所等帰属所得	等帰属所得と ますか。 の計算に当た	合、国外所得金 その他の国外源 っては、別表六	□適	□否	□非該当	平成26年度税制 伴い、国外所得金 他の国外源泉所得 す。	:額の計算は、	国外事業所		\mathcal{O}
	29	別表六(二)の21 税引後の金額とし	1欄及び別表六ていますか。	(二)付表一の	5 欄の金額は、	□適	□否	□非該当	税引後の金額と となる可能性があ なることがありま	7 2 24 5		外所得金額が過失の控除額が過大。	
	30	の他の国外源泉所 (マイナスの場合	「得ごとに計算 「は0)を記載	した非課税所していますか	, ,	□適	□否	□非該当	平成26年度税制 伴い、国外所得金 他の国外源泉所得	:額の計算は、	国外事業所		\mathcal{O}
	31	国外事業所等帰共通費用及び共通	利子の配賦計	算をしていま	すか。	□適	口否	□非該当	9 0				
	32	ていますか。 (例) 別表八(の益金不算 社又は対象 在地国、支	二)の外国子会 三入額、別表十 2外国関係会社	社から受ける 七(三の二)の に係る課税対	減算額を調整し 剰余金の配当等 特定外国関係会 象金額(本店所 法人税を課され	□適	□否	□非該当	別表四の加減算額の計算が正しく 外国税額の控除額	行われていた	ない可能性が		

項目	No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
外国税額控除 別表六(三)	33	から順に充当して	年度のものについ	っては、国税		□適	□否	□非該当	計算に製りが仕り			外国税額の控除額の
外国税額控除 別表六(四)・ 別表六(四の 二)・ 別表六(五)	34	外国法人税に該いませんか。	当しない税(中国	国の増値税等	うを記載して	□適	□否	□非該当	値税等は外国法人ません。 また、法人の所も、税を納付する は一部の還付を請	、税に該当せ 税に該当せ 得を課税標 る者がその納 情求すること が が で が で で で で で で で で で で で で で こ こ で で こ こ で こ こ で こ に で い て こ に で い て に の に っ に っ に っ に っ に っ に っ に っ に っ に っ	ず、外国税 準として 任後、 さ と 、 を 、 き る 、 と 、 る 、 と 、 る 、 も の と 、 も の と 、 も る 、 も る と る も る と る と る と る と る と る と る と る	税ではない中国の増 額控除の対象となり される税であって にその金額の全部又 等、法令第141条第 税に該当せず、外国
	35	当等の額に係る外 せんか。	条の2第2項第二額(同条第3項の 額(同条第3項の 係る外国源泉税等	削表六(四)に 1 号の規定の D規定の適用	記載していま 適用を受ける を受けるもの	□適	□否	□非該当	税等は、当該配当	4等の額のう 『分の金額に	ち法法第23	の額に係る外国源泉 条の2第2項の規定 除き、外国税額控除
	36	別表六(四)の4の3欄は、当事業	欄、別表六(四の年度中の日付とな			□適	□否	□非該当	人税を納付するこ することとなりま とが確定した外国 事業年度において なお、これは、	ととなる日 とすが、継続 国法人税額を 国法人税額控 の 一 の 一 の 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	の属する事 適用を条し 費用と適用と 強意に選択	原則として、外国法 大ではいけるとにおけるとにおける。 大のはないのでは、 はいかのでは、 はいかのででは、 はいのででは、 はいのででは、 はいのでは、 といると、 はいのでは、 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと
		の5欄は、租税条 限度税率を超えて	いませんか。	说取決めを含	みます。)の	□適	□否	□非該当	を超えている部分 ず、損金の額に算	分については、 算入されるこ	、外国税額 ととなりま	
	38	別表六(四)の12 の7欄に、租税条 ますか。	欄、別表六(四の 約及び相手国法令			□適	□否	□非該当	納付したとみなさ	される旨を取っ、当事業年	り決めた国 度における	いて、外国法人税を 及び税目に限って適 適用関係を租税条約
法人税の額か ら控除される 特別控除額 別表六(六)	39	を受ける制度に係 記していますか。		と当期税額控	除可能額を転	□適	□否	□非該当	人税額の90%相当額は、調整前法/ 除限度超過額とな	4額を超える 人税額から控 よります。	場合には、 除せずに、	合計額が、調整前法 その超える部分の金 各制度の繰越税額控
特定税額控除 規定の適用可 否の判定 別表六(七)	40	る法人税額の特別又は10欄のいずを行って、10欄のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	かた場合の法となる。 () () () () () () () () () (を受ける場合 は受ける場合 は変数の がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた	、3欄、7欄か。 除制度(別表 定事業用機械 に別表六(十 した場合の法	□適	□否	□非該当	しない場合には、ことができなれる。 継続雇用者総を超えること 国内設備投資 こと。	左記の①かことと等支給の記される。 会与等支にを対している。 会与等支に対している。 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 では、これのでは、 での、これのでの、 での、これのでの、 での、これのでの、 での、これのでのでのでは、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での	ら④まが経れての はままで。 展がの 大学 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	件のいずれにも該当 制度の適用を受ける 者比較給与等支給額 0%相当額を超える の前事業年度等の基 。

項目	No.		認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除別表六(八)~(十二)	41	でのい・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	二)の1欄額を加入の調整 (事) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記	類は、次 に が に が た が た が た い た い た い た い た い た り た り た り た り た り	六(九)の1欄及 の1欄及 の1欄及 の1欄及 の一点に係 を額となって はなる の一点にの の一点に の一点に の一点に の一点に の一点に の一点に の一点	□適	□否	□非該当	金生 れ費価資るま 受なこ、記はなか費るにま、の額産償せそけなるた左額とに却んのたるが、 るか、 ののででが和棚研費る除 、がある知のではない。 いののではない。 はいののではない。 はいののではない。 はいののではない。 はいののではない。 はいののでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はい	は、に選択をは、には、に選択しては、に選択して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	税 よ又金し該、 す、た額 りは経た固試 るそとの 試繰理。定験 目のき控 験延しし資研 的支は	京 京 京 京 が 高 が 高 の の の の の の の の の の の の の
	42	象年度の2欄 上の金額とな また、各調	の金額につい [*] こていますか。	て、申告調整額 2 欄の金額は、	における各調整対 を加減算した税務 当事業年度に適用	□適	□否		減算した税務上の額の計算に誤りが 額の計算に誤りが また、令和3年 れましたので、当 調整対象年度の記	の金額となって を額となった 生度税制改正に 事業年度の は は 験研究費の	ていない場合 があります。 こより試験研 で表 で で で で で で で で で で で で で	で申告調整額を力 には、税額の控係 行究費の額が見直さ 額だけでなりま の、 でなりま でなりま
	43	の7欄の金額 額となってい	について、申告 いますか。		る各売上調整年度 算した税務上の金 ていますか。	□適	□否	□非該当		+ + > 1 \ + > 1	、担人アル	お調整額を加減算し 税額の控除額の計
	44				整年度に試験研究 10欄の計算をして	□適	□否		売上金額の計算に	こおける売上談 ご開始した各事	問整年度には 事業年度(討	を対象年度及び平均 は、当事業年度開始 は験研究費の額がない があります。
	45	額を加減算し	た税務上の金額の金額は、当事	領となっていま	金額は、申告調整すか。される規定により	□適	□否	□非該当	した税務上の金額計算に誤りが生じまた、令和3年れましたので、当	見となっていた ことがあり 三度税制改正は 百事業年度の記 食研究費の額は	ない場合には ります。 こより試験の 式験研究費の こついても、	告調整額を加減算 、税額の控除額の 大、税額の控除額の 特別で で で で で で で で で で を の で を の の の で を の の の で を り で り で り の り の り の り の り の り り り り り り
	46		準年度試験研究		の額及び平均売上準売上金額の調整	□適	□否		比較試験研究費 研究費の額及び基 は、税額の控除額	基準売上金額	つ調整を行っ	
その他の法人 税額の特別控 除 別表六(九) ほか	47	かわらず、 ボンナー がして ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	小企業者等向に いか。 い企業者等に係る 特別控除制度 中小企業者等に た場合の法人種	ナの法人税額の る試験研究を行 こ係る中小企業 说額の特別控除 る給与等の支給	業者であるにもか 特別控除制度を適った場合の法人税 者等が機械等を取 制度 額が増加した場合	□適	□否	□非該当	模法人(資本金の等)の子会社であ 企業者等に該当し また、中小企業)額又は出資金 うる等一定の要 しないことがも 者等に該当し と業者等向けの	をの額が1億 要件に該当す あります。 ても、適用[であっても、大規 所であっても、大規 所を超える法人 る場合には、中小 除外事業者である 特別控除制度の通
繰越欠損金 別表七(一)• 別表一	48	50/100を 100 第十 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	は、	t い に い に い い い い い い い い い い い い い	前次 額る上合 生内じ号日等 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		□否	□非該当	平成28年度税制でいます。	沙正により、	控除限度害	合が50/100とされ
	49	ていますか。 また、「支 属する事業年 整計算及び特	工配関係発生日」 主度開始の日前 定資産譲渡等打	が「適格組織 5年以内で未処 員失相当額の計	の別」欄を記載し 再編成等の日」の 理欠損金額等の調 算が必要な場合、 12欄を記載してい	□適	□否		引き継ぐためには	は、一定の要作 継続支配関係の 、別表七(一	‡ (いわゆる)要件)を満;)付表一を記	

項目	No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
受取配当等の 益金不算入 別表八(一)	(受 50	らないものの額を (例)・公社債の ・MMF(追力 の収益の ・公社債投 額(外国	含めていませ 利子の額 「型公社債投資 分配の額 資信託以外の 株価指数連動	んか。 資信託)等の 証券投資信 型特定株式	不算入の対象とな 公社債投資信託 公収益の分配の 投資信託以外の特 配の額を除きま	□適	□否	□非該当				配当金、協同組合入の対象となりま
		・不動産投・オープン・外国法人等の額		別分配金の社、投資法	額 人から受ける配当 益の分配の額							
		31欄の金額に、 期間の初日から末 支配関係があった 配当等の額に該当	日まで継続し 場合の当該他	て他の内国語の内国法人の	の株式等)に係る	□適	口否	□非該当		> HH)+VI I II	1. 1. 44.	算期間が最長で1 配当等の額の計算
		32欄の金額に、 超の他の内国法人 当等の額の計算期 場合の当該株式等 を含めていません	の株式等を当 間の初日から) に係る配当	該他の内国 末日まで引	き続き有している	□適	□否	□非該当				
	53	35欄の金額に、 人株式等及び非支 等)に係る配当等 んか。	配目的株式等	のいずれに		□適	□否		割合が次のとお ① 完全子法人 入割合100/10	りとされていま 株式等(株式等 0	ミす。 学保有割合10	分及び益金不算入 0%) …益金不算 3超) …益金不算
	54	下の他の内国法人 当等の額の支払に 等)に係る配当等 んか。	の株式等を当 係る基準日に の額に該当し	該他の内国をおいて有すないものの	額を含めていませ				入割合100/10 ③ その他株式 金不算入割合 ④ 非支配目的 算入割合20/1	0 等(株式等保有 50/100 株式等(株式等 00	事割合 5 %超 等保有割合 5	1/3以下)···益 %以下)···益金不
		式投資信託 (ETF) として益金不算入	の収益の分配	己の額は、非	言託以外の特定株式等	□適	□否	□非該当	す。) につい す。) なお、②の関	ては、④の益金 連法人株式等に 係る負債利子等	会不算入割合 こついては、	するものに限りまが40/100となりま その配当等の額か した金額が益金不
	(負	」 負債利子等の額)				1			<u> </u>			
		3欄又は16欄の 及び手形の割引料 おいて、支払利息 調整後の金額)と	等を含みます 等に係る申告	。)の額の ² 調整を行っ ²		□適	□否	□非該当		1.1 1. >) - 3/44]		員預り金、営業保 利子等についても
	56 57	び法基通3-2- なっていますか。	$5 \sim 3 - 2 -$	7の調整を		□適	□否	□非該当	自己株式についりません。	ては、総資産の	の帳簿価額に	て表示されている 加算する必要はあ
		た後の期末関連法 3分の1を超える 間を通じて有して 等)の税務上の帳	人株式等(他 数等を当期又 いる場合にお	の内国法人は前期の期間は前期の当該他の	末日以前6月の期の内国法人の株式	□適	□否	□非該当		ューデリジェン		た株式の取得価額 金額についても調
	58	基準年度実績に 20欄~23欄に金額 また、20欄及び も含めていますか 平成27年4月1日	を記載してい 21欄の金額に (その場合、	ますか。 適格合併に位	系る被合併法人分 系る全ての法人が	□適	□否	□非該当		成29年3月31日		準年度が平成27年 開始した各事業年
外国子会社か ら受ける配当 等の益金不算	59 60	5 欄は、25%(合)以上となって 7 欄は、当事業	租税条約で別 いますか。	途定めのあ	る場合はその割	□適	口否	□非該当	こととなります。	0		を除いて判定する けた日(その支払
みの血並が 算 入 別表八(二)	50	1 1開(み、 コ 事未	一/又 〒 Vノ 日 门	C/47) (V)	→ У И ⁻ °	□適	□否	□非該当	のために涌骨両、	する期間内のE ている場合には	コア限ります	。)の属する事業 度中の日付となら
	61	8欄は、6月以	上の期間とな	っています	<i>7</i> , 2 ₀	□適	□否	□非該当		支払義務が確定		6月以上継続して の対象となりま
	62	27欄の金額を別	表四で加算し	ていますか。)	□適	□否	□非該当	損金不算入と おける国外所得	される外国源泉 金額の計算に含	^{艮税等の額は}	、外国税額控除に となります。

項目	No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
収用換地等の 所得の特別控 除 制表十(五)・ 別表十三(四)	63	別表十(五)の付となっていま	•	記載した日以後	後6月以内の日	□適	□否	□非該当	以支まい別 縮適①	第46年のでは等以が等ののつっ受とてとまるわた 出ののののの受とてとまるわた 明るのとのとれた 明まるののののののでに上あ ののののがをこいこき係にっ 申がをとてとまるわた 出ののがをしているがは事た年 を第て資るで、でん業っに 受	1は産こき同き。にておけての別つがせにす。き割てきま様まで分いた別のがせにす。き割て者といでん代が、し譲以りは別は、収て渡りの別でも、替、収で渡りののでも、対しまりののでも、対しまりのでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	
	64	14欄又は別表十	複して土地を譲渡 -三(四)の12欄の 을を含めています	金額にその建物		□適	□否	□非該当	額等は譲渡経費にかった場合には、 りが生じることが 渡経費から控除す	に該当すること 所得の特別控 あります(建 ることとの の建物の帳簿	から、これ 除額や圧縮 物の廃材等 ます。)。 価額は、会	限度額の計算に誤
	65		度内の同一の年に 育記帳(特別勘定 ていませんか。			□適	□否	□非該当	同一事業年度内 あった場合におい 用を行うことはて において収用換地 に所得の特別控除	へて、所得の特 できませんが、 立等があった場	別控除と圧気 同一事業年の合には、それ	度内の異なる暦年 れぞれの暦年ごと
	66	暦年での特別控か (別表十(五)	所得の特別控除制 空除額の合計額が)の20欄〜22欄)	5,000万円を超。	えていません	□適	□否	□非該当	りますが、同一事があった場合にはとすることができ 控除額が5,000万	手業年度内の異 は、それぞれの さるため、その 円を超えること	なる暦年に 暦年ごとに 事業年度に ともあります	おける所得の特別。
特定資産の買換えの特例 別表十三(五)	67	条の7第1項名	こうとする譲渡資子号の要件を満た	していますか。		□適	□否	□非該当	ることが多いため に適合しているか)、適用を受け ・確認する必要	ようとする。)
	68		要して土地を譲渡 算価額、取壊費用			□適	□否	□非該当	額等は譲渡経費にかった場合には、 ります(建物の廃 こととなります。	二該当すること 圧縮限度額の 医材等の売却代)。 の建物の帳簿	から、これ 計算に誤り :金は、譲渡 :価額は、会	が生じることがあ
	69	る場合、その面	告法第65条の7第 面積は300㎡以上と 互場の用に供され	こなっています	か(特定施設	□適	□否	□非該当	の適用を受けるこ	とはできませ との敷地又は駐 関換資産である との敷地等の用	ん。 車場の用に 土地等を取る に供されて	ハるか、又は供さ
	71	(平成29年4月 条の7第1項第 条の7第2る音 を超える音 また、その明 27欄の金額を ますか。 ますか。 地域再生活	上地等の場合、1911年 1911年 1911	譲渡に係る資産を高いるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	Eが旧措法第65 ある場合は10 いますか。 つ割合としてい つる「集中地	□適	口否	□非該当	倍(平成29年4月 地である場合は10 することはできま 圧縮限度額の計 定の縮減率を乗り は、買換資産の取	1日前に行っ 1日前に行っ 1日前に行る させん。 上ば 上ば 上ば 上ば 上ば 上ば 上ば 上ば	た譲渡に係 部分につい 礎取得価額 ととされ、 に係る対価	ては、買換資産と に差益割合及び一 正縮基礎取得価額 のうち買換資産の
		物及で構築物ででででである。 本の を で は 2 3 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4月1日以後に行 買換えについて、 法第19条から第21	への買換えにつ 0.7、それ以外 った航空機騒音 譲渡資産が一定	ついて、買換資の「集中地 で 管害区域の内 ごの区域内にあ				の譲渡対価の額は 価額に達するまで の残額について、 充てられたものと	き年度において は、これらの資 ごその取得に充 他の買換資産	、買換資産 産のうちー てられたも の取得価額	が 2 以上ある場合 の買換資産の取得 のとし、次に、そ に達するまで順次
		集場 中がる 事に項 東京市施閣市 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	つ場の.8 に 4 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の	域再生法施行令 域及び武蔵野市 川口では 川口では が 川口では が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	第5条第1 可の区域並びに ううち首都圏整 定された区域 長に掲げる区域 持等の整備のた			□非該当				
	72	度の翌事業年度なかった場合、	(原則として、特 度開始の日から1 42欄に益金の額 己載していますか	年以内)に買換 に算入されるこ	資産を取得し	□適	□否	□非該当	して、その特定資始の日から1年以	を 経済 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発	含む事業年 の承認を受 産を取得す	る必要があり、こ

項目	No.	確認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
寄附金の損金 算入額 別表十四(二)	73	10欄の金額は、別表五(合は0)を記載しています		(マイナスの場	□適	□否	□非該当	寄附金の損金算 金等の額は、税務			れる期末の資本ます。
完全支配関係 がある法人間 取引の損益調 整		5欄の金額は、1,000万か。	円以上の金額を記載	載しています	□適	□否	□ 非該当	5欄の譲渡原価 帳簿価額をいい、 係る手数料など譲 れないこととなり	例えば、不動 渡に付随して	産売買又は有	
別表十四(五)	75	譲渡損益調整資産が減份合、13欄又は16欄に金額を	と記載していますか	0	□適	□否	□非該当	には、譲渡損益調 便法を選択適用す	整額の戻入れ ることができ	計算について ます。	資産である場合 、原則法又は簡 譲渡した場合に
	76	譲渡損益調整額の戻入れ は簡便法により行った場合 又は簡便法を継続適用して	合、その後の年度も		□適	□否	□非該当	は、個々の減価償法を選択適用する	却資産又は繰 ことができま において、原 の後の年度も	延資産ごとに す。 則法又は簡便	原則法又は簡便 法を適用した資
交際費等の損 金算入額 別表十五	77	交際費等の額に係る控例の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に に含めていますか。			□適	□否	□非該当	令和2年度税制 本金の額又は出資 法人が支出する接 ないこととされま ないことに掲げる ます。	金の額が100億 待飲食費の額 した。これに	意円を超える場の全額が損金 より、交際費	の額に算入され 等の損金不算入
	78	当事業年度終了の日にま 100億円超の法人であるに いませんか。 また、これらの額が1億 支配関係のある複数の大法 5億円以上の法人等)に発 る法人等であるにもかかま か。	もかかわらず、9相 意円超の法人、又は よ人(資本金の額又 を行済株式等の全部	闌の計算をして 一若しくは完全 は出資金の額が を保有されてい	□適	□否		① 資等のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	額 は出資金の額 接待飲食費の 金の額又は 金の額す。 と な ま う ま う と う と う と う と う と う と う と う と う	が100億円以 額の50/100相 資金の額が1 資金は、次のい ります。 相当額を超え	超える場合…交 下の場合…交際 当額を超える部 億円以下の場合 ずれかの金額が る部分の金額
減価償却費 別表十六(一) 別表十六(二) 特別償却の付 表	•	平成28年4月1日以後に並びに鉱業用減価償却資産 築物の償却方法について、	匠のうち建物、建物	附属設備及び構	□適	□否		ことがあるため、る必要があります	償却方法等が 。 度税制改正に 属設備等につ	法令に適合しより、平成28	年4月1日以後
	80	中小企業者等以外の法人かわらず、中小企業者等にか。			□適	□否	□非該当	模法人(資本金の 等)の子会社であ 企業者等に該当し	額又は出資金 る等一定の要 ないことがあ 者等に該当し	の額が1億円 件に該当する ります。 ても、適用除	場合には、中小 外事業者である
	81	特別償却の適用を受けた帳及び他の特別償却を重複			□適	□否	□非該当	適用をすることは特別償却との重複	できますが、 適用をするこ る圧縮記帳と の金額をその	措法による圧 とはできませ の重複適用を	ん。 した場合には、
	82	特別償却の制度ごとに通却率によって計算していま		価額割合及び償	□適	口否	□非該当	税制改正により の見直しが行われ 制度の基準取得価 必要があります。	ステレが多い	ため 済田を	割合及び償却率 受けようとする いるか確認する

項		No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
会国部関国等係金別の	十七(三	83	国関係会社を である特定外 成しています	除きます。) ス 国関係会社を か(合算課税制 の外国関係会	は租税の負担 有する場合、別 制度の適用を受 社又は特定外間	国関係会社(特定外 割合が30/100未満 別表十七(三)等を作 受けない場合であっ 関係会社の財務認)。	,	□否	□非該当	会会 を の は の に の の に に に に に に に に に に に に に	会系に置るする による には といい との 産連外的 す度会会 は社 該動に か関 取外制等 にの おり のわな の の の の の の の の の の の の の の の の の の	おりの一段、協会よれるりと体関が資入大著といる「実国合の収務が)、こと基れる「を基係の産が、とのと、こと、とをは、のと、とを、のと、とを、のと、など、ないのと、ないのと、ないのと、ないのと、ないのと、ないのと、ないのと、ないのと	生」及「管理支配 注)、(100を)、(20を)、(20を)、(20を)が(2
の :	五)等	84	別表十七(三表、申告書等			国関係会社の財務諸		□否	□非該当	準」の要件のい のもの) ③ 部分対象外国 係会社で①以夕 (注) 部分対象 引業又は伊	ずれかを満た 国関係会社(② トのもの) 東外国関係会社	さない外国関 の要件の全 上のうち、銀 一定のもの及	くは「所在地国基 関係会社で①以外 てを満たす外国関 行業、金融商品取 び外国金融持株会
		85	定した法人所 の所得に対す	得税の額を記述 る法人所得税の	載していますた の額を記載して	欄の事業年度中に確か (2欄の事業年度 ていませんか。)。	□適	口否	□非該当	場合には、課税をす。	対象金額の計算	でに誤りが生	税の額を記載したじることがありま
		86	関係会社又は から2月を経 ていますか(対象外国関係? 過する日におり 自社の同日を?	会社の当事業 ^は ける電信売買札 含む事業年度約	ィートは、特定外国 ド度終了の日の翌日 目場の仲値を適用し 冬了の日における電 迷続適用しています		□否	□非該当	の仲値を継続適用	目している場合 会社又は対象外 ト国関係会社に	で、2以上 	
		87	に対する外国	法人税額でする	かっ。	闌の事業年度の所得 等を添付しています			□非該当	险 计复数国注 1 新			した場合には、控ことがあります。
		88	外国関係会社る日における	の当事業年度線 電信売買相場の 事業年度終了の	終了の日の翌月 の仲値を適用し の日における氰	質の換算レートは、 目から2月を経過す していますか(自社 信売買相場の仲値 けか。)。	□適	□否	□非該当	の仲値を継続適用	用している場合 その全ての外国	で、2以上国関係会社に	ける電信売買相場の外国関係会社をつき、当該電信売
金場人配不	定課税対象 領等がある 会の外国る から受ける 当等の益金 算入十七(三 七)	89				度中の日付となって		□否	□非該当	のために通常要す 年度の収益として ないことがありす	ける期間内の日 ている場合には	に限ります。	けた日(その支払 。)の属する事業 度中の日付となら
関-	外関連者に する明細書 表十七(四)	90	連者の名称、	国外関連者のi 取引状況等に	直近事業年度のついて記載して	がある全ての国外関 の営業収益等及び国 ていますか(取引に			□非該当	1/割完できず	その結果、所		の問題の有無を正算に誤りが生じる
	評価損等	91		務上損金の額に		面損又は減損損失の 、金額を別表四で加		□否	□非該当	資産の評価損を 的整理の事実が生		· ·	物損等の事実や法 要があります。
B /	役員給与 等	92	与」欄に記載 書に記載した また、確定	された金額は、 金額と一致し した数の株式」 支給する給与	、事前確定届と ていますか。 又は新株予約は に係る費用の額	の「事前確定届出給 出給与に関する届出 を交付する旨の定 質として損金の額に していますか。	↓□適	□否	□非該当	には、実際の支統			給額が異なる場合 入されません。
0 · P		93	業績連動給	与の額を損金(族会社による)	の額に算入して	ている場合、非同族 がある同族会社に認		口否	□非該当	非同族会社によ業績連動給与の額			族会社が支給したません。
/L•勘定科目内		94	役員に対すを除きます。	る給与(使用)) の額のうち、 動給与のいず	、定期同額給与	対する使用人職務分 多、事前確定届出紹 ないものの額を別表	ì	□否	□非該当	なっている場合で人) へ支出する当	で一定のときに 当該役員に係る 対する給与の支	には、自社が る給与負担金	が自社で役員と 他社(出向元法 の支出を自社にお 左記の内容を確認
目内訳明細書		95	取締役、監査欄に記載して取締役等就任を除きます。	役等)に対する いませんか(そ 前の使用人職を)。	る給与の額を、 その役員に対す 務分に対する約	(専務取締役、常務 「使用人職務分」 ける給与の額が専務 合与の額である場合	□適	口否	□非該当	務に従事していたできません。	ないことから、	使用人兼務	使用人としての職 役員になることは
書		96	ての職制上の		工場長等)を	る場合、使用人とし 「役職名」欄及び		口否	□非該当	の職務を統括して できません。	ているだけでは	は使用人兼務を	うに、特定の部門 役員になることは
	特別損失 雑損失等	97	損金の額にで加算してい		且税公課、罰利	斗金等の額を別表四	□適	□否	□非該当	ナメダイ州 国マルナカ	国の地卡込出	ト国体アトル	うち刑事訴訟手続 課される罰金又は 加算する必要があ

項	頁 目	No.	確	認	内	容	確	認;	結 果	留	意	事	項
	共通事項		本金の額又は出資 投資法人及び特定 の申告書並びにこ る書類の全てを電	をの額が1 目的会社) れらの申告 子申告によ	億円を超える法の場合、消費税 の場合、消費税 書に添付すべき り提出しようと	2及び地方消費税 ものとされてい していますか。	□適	□否	□非該当	人は、消費税及び均 に添付すべきものと を電子申告により扱 (一定の場合を除き	也方消費税(こされている) 是出しなける きます。)。	の申告書並び る書類(付表 ればならない	1-3等)の全てこととされました
	資産の譲渡等		申告書第一表① (X欄に金額があのA欄、B欄の金 のA欄、B欄の金 の合計額と一致し 一1若しくは2一 の額に相当する金 が加算されていま	る場合、付 額のそれぞ ていますか 3 ⁽¹⁾ の各欄 類又は特定	表 2 - 2 の各欄 れ1,000円未満 (申告書第一表 に記載がある場	制)又は2-3① 切捨て後の金額 長⑤欄又は付表2 場合、返還等対価	□適	□否	□非該当	法人税の申告に当る場合には、調整し			係る申告調整があ 必要があります。
			外国債券から生じ表2-13F欄又	(る利子等) (は2-33)	の額がある場合 C欄に記載して	こいますか。	□適	□否		で債務者が非居住者 税取引)とみなされ 利子等の額は分母、	音であるもい。 は、課税売 分子に算	の等について 上割合の計算 入されます。	上、これらに係る
				んに相当する	金額、土地等の	質には、有価証券)譲渡対価の金額	□適	□否	□非該当	非課柷売上額に設し、控除対象仕入利 す。			税売上割合が変動 ることがありま
費 税	控除税額	102	課税売上高が 5 にもかかわらず、 いませんか。			ド95%未満である 質を全額控除して	□適	□否	□非該当	超頻を 理税売上に	げにのみ要 [、] 果税売上げ <i>。</i>	するもの、非 及び非課税売	
及び地方消費税の			貸倒れに係る売排相当額を、付表 1 欄、C欄の貸倒れ 4/105、6.3/108相	ト金等の額(-1⑥X欄 に係る売掛 は額の合計 は非課税取	税込額)の6.2%は、付表1-2 は、付表1-2 金等の額(税込 額を記載してい 引(金銭の貸付	4/108、7.8/110 26のA欄、B 込額)の3/103、	□適	□否	□非該当	10/110相当額を記載には、貸倒れに係る	載した場合 る税額が過ご	(地方消費税	
告書	特定課税 仕入れ (リバース チャージ方	104		事業者が行う そ(課税標準	ネット広告の酢 額等の内訳書)	2信等)がある場の8~⑩欄に特	□適	□否	□非該当	承認を受けた課利 ても、課税売上割合 れがある場合には、 必要があります。	とがのこの(士)	港であり かっ	が95%以上であっ つ、特定課税仕入 による申告を行う
一般用)・	式)	105	上記の場合、代 2-1⑪E欄又は 額を記載していま -2⑪C欄の金額 か。)。	t 2 - 3 ⑩ B i きすか(又は	欄の金額に7.8 、付表2-10	②X欄は、付表 2	□適	□否	□非該当	特定課税仕入ればする金額は含まれて じることとなります	こいません		消費税額等に相当 0又は6.3/100を乗
添付書類	税額の計算					て、それぞれの金 弱れはありません	□適	□否	□非該当	配賦誤り等があった に係る修正申告と地 水が必要となること また、課税期間の 間申告11回目分につ があります。	也方消費税 こがありまっ つ末日におい	(又は消費税) す。 いて納期限が) に係る更正の請 到来していない中
	法人税申 告書等との 関係	107	法人税申告書別となるものについて調整を行ってい	って、消費税		骨税法上課税取引 色の申告書におい	□適	□否	□非該当	課税売上割合の言 も調整を行う必要な			課税取引について
			申告書第一表② 表五(一)の未払 すか(各月ごとに 計額に決算月の前 一致していますか	(未収) 消費 二申告及び納 5月分の納付	税額等の合計額 付している法人	、の場合、その合	□適	口否	□非該当	法人税申告書別表 となるものについて て調整を行った場合 を考慮した金額(賃 払(未収)消費税額 す。	て、消費税。 合には、申 登借対照表	及び地方消費 告書第一表® と法人税申告	欄は、その調整額 書別表五(一)の未
			控除対象外消費稅 税申告書別表十六	植額等を損金 (十)を添り (十)を終 割合が80% で 額の計算を が棚卸資産 に係る金額が	の額に算入してしています。 してはない 大満いまる場合 しび おます がまままれる ひまま ひ 大海に アカル とり アカル アカル とり アル とり アル とり アル とり アル とり アルル とり アル とり とり アル とり アル とり とり アル とり アル とり アル とり アル とり	た、繰延消費税額 (資産に係る控除 上入れに係るもの	□適	□否	□非該当	法人税申告書別表額と地方消費税額と			税額等は、消費税要があります。

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法 …… 法人税法 法令 ……… 法人税法施行令 ……… 法人税基本通達 法基通 ……… 租税特別措置法

震災特例法 ……… 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 租特透明化法 …… 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

2 令和3年9月30日現在の法令・通達によっています。

04.02 9/9